

入室申請時チェックシート	第1希望の児童クラブ名	児童クラブ
	児童氏名・学年	(令和8年4月時点: 年生)

1 以下の項目を確認いただき、該当する□にチェックをお願いします。
※ なお、申し込み状況によっては、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

設問	回答欄
1 父母の状況について、該当する□にチェックを入れてください。 また、「別居」「いない」に該当する方は、カッコ内の該当事由に○をつけてください。	父 ☐ 同居 ☐ 別居(離婚調停中・単身赴任) ☐ いない(離婚・未婚・死別) 母 ☐ 同居 ☐ 別居(離婚調停中・単身赴任) ☐ いない(離婚・未婚・死別)
2 <<小学校区に2つ以上の児童クラブがあり、 2人以上の兄弟姉妹 で児童クラブに申込みした方のみ回答してください。>> 兄弟姉妹の入室希望について、該当する□にチェックを入れてください。	① ☐ 兄弟姉妹で同じ児童クラブへの入室のみを希望する。 (低学年優先で入室審査を行うため、上のお子様が、保留(待機)になる可能性があります。また、兄弟で第1希望以外の児童クラブに入室となる可能性もあります。) ② ☐ 小学校内外問わず、兄弟姉妹で別の児童クラブに入室でもよい。 ③ ☐ 小学校内の児童クラブであれば、兄弟姉妹で別の児童クラブに入室でもよい。※児童館は希望しない。 (小学校内の児童クラブが定員に達している場合、低学年優先で入室審査を行うため、上のお子様が、保留(待機)となる場合があります。)
3 <<設問2で①を回答した方のみ回答してください。>> 上のお子様が、下のお子様と 別の児童クラブのみ に入室できる場合、どのように入室を希望しますか。該当する□にチェックを入れてください。 ※1年生は小学校内の児童クラブのみ入室可。	① ☐ 下のお子様と同じ児童クラブのみ希望する。 (上のお子様は保留となります。) ② ☐ 下のお子様も上のお子様と同じ児童クラブへ入室を希望する。
4 <<設問3で②を回答した方で、 下記小学校区の方のみ 回答してください。>> (石原小、熊谷東小、蘆原小、大槻小、熊谷西小、成田星宮小、桜木小) 上のお子様 が 小学校 外 の児童クラブ(児童館) のみ に入室できる場合、どのように入室を希望しますか。該当する□にチェックを入れてください。 ※1年生は小学校内の児童クラブのみ入室可。	① ☐ 小学校外(児童館)の児童クラブで、兄弟姉妹の入室を希望する。 (下のお子様も小学校外の(児童館)児童クラブを希望する。) ② ☐ 小学校内で、同じ児童クラブのみ入室を希望する。 (下のお子様を小学校内の児童クラブに入室とし、上のお子様は小学校内の児童クラブで保留(待機)を希望する。)*児童館は希望しない。
5 <<現在、 育児休業中 の方は回答してください>> 下のお子様の保育所(園)の結果が保留となってしまう場合、該当する□にチェックを入れてください。	☐ 親族や認可外保育施設に預けて復職する。 ⇒利用可能となります。 ☐ 保育所(園)に入所できるまで待つ。 ⇒最長2か月間は児童クラブに在籍可能ですが、育児休業期間中は児童クラブを御利用できません。入室決定後、休室の届出をお願いします。また、保育所(園)の結果については児童クラブへ随時御報告ください。

2 以下の項目を確認いただき、該当する□にチェックをお願いします。

確認事項		同意(確認)しました
1	児童クラブ入室申込書に、入室を希望する全ての児童クラブ名を記入しましたか。 ※ 記載が無い児童クラブは審査対象外となります。特に新年度(4月)の一次審査申込み時に、小学校外の児童クラブ(児童館等)の希望が無い方は、二次審査以降に希望されても入室できない可能性がございます。	☐
2	児童クラブ入室申込書の入室希望日は、お間違いないですか。 ※ 新年度入室の申込みは、4/1～3/31としてください。年度途中の申込みの際は、申請書提出日から入室審査に2週間程度のお時間をいただきます。	☐
3	【児童クラブ入室申込書の記入について】 住所は番地・部屋番号まできちんと記入しましたか。	☐
4	【児童クラブ入室申込書の記入について】 同居の方等のお名前は全員記入しましたか。	☐
5	【児童クラブ入室申込書の記入について】 申請児童以外の兄弟姉妹は全員記入しましたか。 (兄弟姉妹で入室していると兄弟の保育料が1/2になりますが、申込書に兄弟姉妹の記入が無いと、正しく保育料が算定できない場合があります。)	☐
6	【児童クラブ入室申込書の記入について】 住所変更の予定がある場合は、新住所を記載し、余白に引っ越し予定日及び現住所を記入しましたか。	☐
7	御自宅・就業先に対する電話や訪問等の方法により、お申込みいただいた内容を確認させていただく場合がございます。	☐
8	児童クラブの利用申込みに当たり、毎月の保育料については、必ず納入期限内に納付することを確約します。	☐
9	正当な理由なく児童クラブ保育料を滞納している場合、入室審査の際に優先順位が低くなります。至急、保育課または各行政センターにて納付してください(現在児童クラブを退室している兄弟姉妹の保育料も含まれます。)	☐
10	入室期間中は、児童クラブの利用が無くても、保育料が発生いたします。 ※ 児童クラブを1か月の全て(月の1日から月末まで)欠席する場合は、その月の児童クラブ保育料が免除になります。当月の10日までに、異動届及び減免申請書を、児童クラブまたは保育課に提出してください。	☐
11	入室決定後、傷害保険(スポーツ安全保険)に加入していただきます。保険加入に当たり、児童の氏名、性別、年齢等を保険会社に提供することに同意いたします。	☐
12	入室を辞退された場合でも、傷害保険(スポーツ安全保険)加入の手続きが済んでしまった場合は、保険料を徴収させていただきます。(返金はできません。)	☐
13	申請書類等の内容に変更があった場合(住所変更、氏名変更、家族の増減、勤務先・勤務時間の変更等)は、必ず入室している児童クラブへ御連絡ください。	☐
14	児童クラブを欠席する場合は、必ず保護者の方が事前に児童クラブへ連絡してください。	☐
15	下のお子様のならし保育で保護者が自宅にいる場合は、児童クラブは御利用いただけません。	☐
16	施設や施設内の備品を破損した場合は、弁償していただくことがあります。	☐
17	児童クラブは集団生活の場です。児童クラブの決まりを破ったり、秩序を乱したり、支援員の指示に従えない場合は退室していただくことがあります。	☐
18	育児休業期間中は児童クラブを御利用いただけません。	☐

裏面あり